

栃木県版図柄入りナンバープレート推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 栃木県版図柄入りナンバープレートの寄付金の活用及び栃木県版図柄入りナンバープレートの普及促進を図るため、栃木県図柄入りナンバープレート推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- （1）寄付金の活用方針の決定に関すること。
- （2）寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定に関すること。
- （3）栃木県版図柄入りナンバープレートの普及促進に関すること。
- （4）その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、交通関係行政機関、交通関係団体、観光関係団体及び自動車販売関係団体から知事が委嘱する者並びに栃木県総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 会長は、栃木県総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、栃木県総合政策部地域振興課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

栃木県版図柄入りナンバープレート推進協議会委員名簿

分 野	職 名	氏 名	備 考
交通関係 行政機関	関東運輸局自動車技術安全部管理課 課長	尾崎 陽子	
交通関係 団体	栃木県トラック協会 専務理事	近藤 基了	
	栃木県タクシー協会 専務理事	鉢村 敏雄	
	栃木県バス協会 専務理事	小矢島 応行	
	栃木県地区交通安全協会女性部連合会 常任理事	柴田 肇子	
観光関係 団体	塩原温泉彩つむぎ 女将	君島 理恵	
自動車販売 関係団体	栃木県自動車販売店協会 総務部長	小嶋 秀文	
—	栃木県総合政策部地域振興課 課長	船木 優子	会 長